

東京都介護職員キャリアパス 導入促進事業について

※本資料の内容は当該事業の事務の受託者である公益財団法人東京都福祉保健財団のHPに掲載されている情報を抜粋したもの。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要①

1. 介護キャリア段位制度を活用し、キャリアパスの導入に取り組む介護事業者に対して、都が補助金を支給
2. 介護事業者は、この補助金を活用し、レベル認定者などに手当相当額の支給や、事業所のキャリアパスの構築に向けた体制づくりを推進
3. なお、補助を受けるためには、都が実施する職場の人事管理等に関するセミナーの受講が必要(開催時期は秋以降を予定)

事業スキーム図

レベル認定者の輩出

セミナーの受講
(秋以降開催予定)

【希望した場合】
個別相談会への参加

補助金の活用(3年間)

- ① レベル認定者への手当等支給
- ② キャリアパス導入に向けた体制づくりの推進

(注1) 補助金交付申請基準日:
各年度1月1日現在とする。

(注2) 補助対象経費の支払期間:
各年度とも、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

キャリアパスの仕組みを構築

職員のスキル・やりがいの向上

介護職員の育成・定着の促進

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要②

1 目的

介護保険事業所にキャリアパスの導入を促し、職員がキャリアアップを図れる環境を実現することで、専門人材の育成・定着を促進

2 概要

国の介護キャリア段位制度を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援

3 対象事業所

介護保険施設・事業所を運営する事業者（人員配置基準に介護職員の配置がない事業所等は除く。）

4 補助対象経費

(1) 年間補助額

○レベル認定者1人当たり:年50万円まで(レベル2以上認定者が対象)

○上限額:1事業所当たり年200万円まで(レベル認定者4名まで)

(2) 補助期間

○原則として、レベル認定者を初めて輩出した年度から起算して3年間

(3) 補助に当たっての要件

① レベル認定者及びアセッサーへの手当相当額の支給

② 都が実施する職場の人事管理等に関するセミナーの受講 等 ※セミナー等に関する具体的内容は、現在調整中

5 27年度予算額

1,073百万円(680事業所) ※全額、都の一般財源で対応

対象事業所(サービス事業一覧)

○ 介護保険施設・事業所を運営する事業者

ただし、人員配置基準に介護職員の配置がない事業所等は除く。

<対象となる介護サービス事業の一覧>

サービスの種類	サービスの種類
(介護予防)訪問介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)通所介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護療養型医療施設

(注1)都内に所在する介護保険施設・事業所とする。

(注2)国又は地方公共団体が設置する介護保険施設・事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除く。